

資 料

資 料

(1) 各条例

千歳市環境基本条例

平成 10 年 6 月 30 日 条例第 21 号

改正 平成 14 年 9 月 20 日 条例第 27 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 8 条～第 28 条）
- 第 3 章 地球環境保全に資する施策の推進（第 29 条・第 30 条）
- 第 4 章 環境審議会（第 31 条～第 35 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）等により、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことのできる良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、生態系の多様性に配慮し、自然環境を維持し、及びその向上を図ることにより、自然と調和した潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。

4 地球環境保全は、市民、事業者及び市が自らの課題であることを認識して、それぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

（市民の責務）

第 4 条 市民は、日常生活に伴う廃棄物の排出、エネルギーの消費、自動車の使用等による環境への負荷を認識し、その低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、事業活動を行うに当たって、自らの責任と負担において、その活動に伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

2 事業者は、事業活動を行うに当たって、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市の責務）

第 6 条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（環境権の確立）

第 7 条 市民、事業者及び市は、それぞれの責務を自覚して相互に協力し、健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことのできる良好な環境を享受する権利の確立に努めるものとする。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

（施策策定の基本方針）

第 8 条 市は、第 3 条に掲げる基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができるよう、大気、水、土壌、動植物その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保つこと。

(2) 生態系の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、農地、河川等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。

- (3) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、エネルギーの有効利用、資源の循環的利用、廃棄物の減量化等を促進すること。

(千歳市環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、千歳市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 環境基本計画には、環境の保全及び創造に関する長期的な目標、施策の方向、配慮の指針その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、第31条第1項の千歳市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境月間)

第10条 市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、6月を環境月間とする。

(環境白書)

第11条 市長は、環境の状況、環境への負荷の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにするために、千歳市環境白書を定期的に作成し、公表するものとする。

(公害の防止)

第12条 市は、市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことのできる良好な環境を確保するため、公害の防止に関して、必要な規制等の措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全)

第13条 市は、自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、無秩序な開発を抑制し、多様な生態系の確保に努めるため、自然環境の保護とその利用に関して、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量と適正処理)

第14条 市は、発生する廃棄物の抑制及び再利用を図り、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持するため、必要な措置を講ずるものとする。

(都市の緑化)

第15条 市は、都市における緑の回復と保全を図り、緑豊かで清潔な生活環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水源の保全)

第16条 市は、水道が市民の健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水道水源を保全し、清浄にして豊富な水の確保に努めるものとする。

(清流の確保)

第17条 市は、下水道の普及、河川愛護思想の高揚その他河川の水質及びその周辺の環境の保全を図り、清流の確保に努めるものとする。

(環境の美化)

第18条 市は、潤いと安らぎのあるまちづくりに資するため、環境の美化を推進し、その思想の高揚に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第19条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることの推進に努めるものとする。

(教育、学習、文化等の振興)

第20条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民及び事業者による環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育、学習、文化等の振興に努めるものとする。

(経済的措置等)

第21条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第22条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民の意見を反映させることができるよう努めるものとする。

(監視、測定等の実施)

第24条 市は、環境の状況を的確に把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等を行うものとする。

(環境の保全及び創造に関する協定)

第25条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第26条 市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、積極的にその推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第27条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第 28 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 地球環境保全に資する施策の推進

（地球環境保全に資する施策の推進）

第 29 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

（地球環境保全に関する国際協力の推進）

第 30 条 市は、国、北海道、他の地方公共団体、民間団体その他関係機関と連携し、地球環境の保全に関する情報の提供、環境の状況の監視及び測定等を実施することにより、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

（審議会）

第 31 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として、千歳市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1）環境基本計画に関すること。
- （2）公害対策に関すること。
- （3）自然環境の保全に関すること。
- （4）環境影響評価に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項の事項に関し市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

5 審議会の委員は、知識経験を有する者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第 32 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（会長及び副会長）

第 33 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（特別委員）

第 34 条 市長は、特別な事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員の任期は、当該特別な事項の調査審議が終了したときまでとする。

（委任）

第 35 条 第 31 条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（千歳市環境保全基本条例等の廃止）

2・3 省略

附 則（平成 14 年 9 月 20 日条例第 27 号）

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

千歳市公害防止条例

昭和 51 年 12 月 21 日 条例第 35 号

最新改正 平成 14 年 9 月 20 日条例第 27 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）
- 第 2 章 公害防止のための施策（第 7 条～第 15 条）
- 第 3 章 公害の防止に関する規制措置
 - 第 1 節 工場等の設置及び移転に関する規制（第 16 条～第 19 条）
 - 第 2 節 指定施設に関する規制（第 20 条～第 26 条）
- 第 4 章 生活環境を侵害する行為等の制限（第 27 条～第 36 条）
- 第 5 章 航空機騒音等に関する措置義務（第 37 条・第 38 条）
- 第 6 章 改善命令等（第 39 条・第 40 条）
- 第 7 章 削除
- 第 8 章 雑則（第 47 条～第 49 条）
- 第 9 章 罰則（第 50 条～第 53 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、すべての市民が有している健康で文化的かつ安全な生活を営むことができる基本的な権利を守る上で、公害を防止することが重要な意義を持つため、その施策の基本となる事項等を定めることにより、生活環境の保全を図ることを目的とします。

（基本的理念）

第 2 条 この条例は、公害を防止する施策を通じて、市民の良好な生活環境を守り、かつ、すべて人間優先の基調に立って運用することを基本的な理念とします。

（定義）

第 3 条 この条例において「公害」とは、千歳市環境基本条例（平成 10 年千歳市条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する公害をいいます。

2 この条例において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいいます。

- （1） 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するイオウ酸化物
- （2） 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- （3） 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、ふっ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第 1 号に掲げるものを除く。）で規則で定めるもの

3 この条例において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいいます。

4 この条例において「指定施設」とは、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、振動発生施設及び悪臭発生施設をいいます。

5 この条例において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもの

のうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいいます。

6 この条例において「粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいいます。

7 この条例において「汚水等排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）を排出する施設で規則で定めるものをいいます。

（1） カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

（2） 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

8 この条例において「騒音発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設で規則で定めるものをいいます。

9 この条例において「振動発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設で規則で定めるものをいいます。

10 この条例において「悪臭発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、アンモニアその他の不快なにおいの原因となり、著しく生活環境を損なうおそれのある物質を排出する施設で規則で定めるものをいいます。

11 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

（1） 工場等 公害関係法令で定めるばい煙発生施設、粉じん発生施設、特定施設、ばい煙等発生施設又はこの条例で定める指定施設を有する工場又は事業場をいいます。

（2） 公害関係法令 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び北海道公害防止条例（昭和 46 年北海道条例第 38 号）をいいます。

（3） 規制基準 指定施設を設置する工場又は事業場から発生し、排出し、又は飛散するばい煙、粉じん、汚水等、騒音、振動又は悪臭（以下「ばい煙等」という。）の量、濃度又は程度の許容限度であって、規則で定めるものをいいます。

（4） 自動車等 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号の自動車及び同項第 10 号の原動機付自転車をいいます。

（5） 重車両 道路交通法第 3 条に定める区分のうち、大型自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車をいいます。

（市の責務）

第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じ公害の防止に努めなければなりません。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、自らの事業活動に伴う公害を防止するため、その管理する施設等を常に点検し、必要な措置を講ずる責務を有します。

2 事業者は、市等の行政機関が行う公害の防止のための施策に協力しなければなりません。

3 事業者は、この条例に違反しない場合でも、公害の防止のために最大限の努力を払わなければなりません。

（市民の責務）

第6条 市民は、他人に不快感等を与える行為を慎み、快適な地域環境を守るよう努めなければなりません。

第2章 公害防止のための施策

（施策の基本）

第7条 市は、公害防止のため本市の自然的条件及び社会的条件に応じて、総合的かつ計画的に施策を推進するものとします。

（規制の措置）

第8条 市は、公害を防止するために工場等の設置者が守らなければならないばい煙等の発生、排出又は飛散を規制するとともに、その他必要な措置を講ずるものとします。

（調査、研究等の体制整備）

第9条 市は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するため、必要な調査、研究、測定等の体制の整備に努めなければなりません。

第10条 削除

（公害防止協定の締結）

第11条 市長は、公害の防止のために必要と認めるときは、工場等の設置者と公害防止に関する協定を締結することができます。

2 工場等の設置者は、前項の規定により市長から協定の締結について要請を受けたときは、誠意をもってその協議に応じなければなりません。

（小規模事業者への援助）

第12条 市は、小規模な事業者が公害防止のための施設の整備等を行うときは、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めなければなりません。

（公害苦情の処理）

第13条 市は、公害に関する苦情があったときは、実情を調査し適切に処理するものとします。

（知識の普及等）

第14条 市は、公害に関する知識の普及に努めなければなりません。

（他の地方公共団体との協力）

第15条 市は、広域的な公害の防止のため必要に応じて、他の地方公共団体と協力して施策を講ずるよう努めなければなりません。

第3章 公害の防止に関する規制措置

第1節 工場等の設置及び移転に関する規制

（工場等の設置及び移転の許可）

第16条 工場等を設置又は移転しようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を市長へ提出しなければなりません。

（許可の基準）

第17条 市長は、前条第2項による申請の内容が次の各号のすべてに該当するときは、同条第1項の許可をしなければなりません。

（1）工場等から発生し、排出し、又は飛散する公害の原因となる物質等が公害関係法令で定める排出基準、排水基準及び規制基準並びにこの条例で定める規制基準に適合すると認められるとき。

（2）都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号により定められた用途地域内に設置されるものであるとき。

（許可の条件）

第18条 市長は、前条の許可に際して、公害の防止及び周辺の地域環境を保全するために、必要な範囲内で条件を付けることができます。

（完了届等）

第19条 第16条第1項による許可を受けた者は、その許可に係る工場等の設置又は移転を完了したときは、完了した日から起算して15日以内に規則で定めるところにより、市長へその旨を届け出なければなりません。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、当該届出に係る工場等が許可の内容及び条件に適合しているかどうかを検査し、適合していると認めるときはその旨を認定しなければなりません。

3 第1項の届出をした者は、前項による市長の認定を受けるまで当該工場等の使用を開始してはなりません。

第2節 指定施設に関する規制

（規制基準）

第20条 市長は、工場又は事業場に指定施設を設置する者が守らなければならない規制基準を規則で定めるものとします。

2 市長は、前項の規制基準を設定し、変更し、又は廃止するときは、千歳市環境基本条例第31条第1項の千歳市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

（規制基準の遵守）

第21条 工場又は事業場に指定施設を設置する者は、前条の規制基準を守らなければなりません。

（指定施設の届出）

第22条 工場又は事業場に指定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項について市長へ届け出なければなりません。

（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

（2）工場又は事業場の名称及び所在地

（3）指定施設の種類及び数量

（4）指定施設の構造及び配置並びに使用の方法

（5）公害発生の原因となり得るものの処理の方法

（6）その他規則で定める事項

(現況の届出)

第 23 条 この条例施行の際現に工場又は事業場に指定施設を設置している者は、その施設が指定施設となった日から起算して 30 日以内に前条各号に掲げる事項について市長へ届け出なければなりません。

(指定施設の変更の届出)

第 24 条 前 2 条による届出をした者がその届出の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その変更の内容を市長へ届け出なければなりません。ただし、市長が公害の防止に特に影響を生じないと認めるときは、この限りではありません。

(地位の承継)

第 25 条 第 22 条又は第 23 条による届出をした者からその届出に係る指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定施設に係る届出をした者の地位を承継します。

2 第 22 条又は第 23 条による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継します。

3 前 2 項の規定により第 22 条又は第 23 条による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から 30 日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければなりません。

(事故時の措置)

第 26 条 工場等の設置者は、その管理に属する施設の故障、破損その他の事故によって、周辺の地域環境に影響を与え、又は影響を与えるおそれがあるときは、それを防止するために必要な対策を講じなければなりません。

2 工場等の設置者は、前項の事故が発生したときは、速やかに市長へ通報するとともに、規則で定める事項について報告しなければなりません。

第 4 章 生活環境を侵害する行為等の制限

(薬剤の空中散布)

第 27 条 農作物及び森林を害する動植物を防除するために、航空機で薬剤を散布する者は、規則で定めるところによりその計画の内容を市長へ届け出なければなりません。

(重車両の通行)

第 28 条 工事等のため重車両を一定の期間定常的に通行させる者は、規則で定めるところによりその計画の内容を市長へ届け出なければなりません。

(商業宣伝のための拡声放送)

第 29 条 商業宣伝のため拡声放送を行おうとする者は、規則で定めるところにより市長へ届け出なければなりません。

(地域環境の保全等)

第 30 条 何人も、その所有し又は管理する土地等について、植樹の促進、雑草の除去、清潔の保持等の地域環境の保全に努めなければなりません。

2 市民は、河川、道路、公園等の公共の場所をごみの投棄等により汚すことのないよう努め、市民が共同で管理するという意識を確立するよう努めなければなりません。

(夜間の静穏の保持)

第 31 条 何人も、夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。以下同じ。）の静穏な生活環境を保持するために、特に必要以上の音量を発生させてはなりません。

(燃焼不適物の燃焼制限)

第 32 条 何人も、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油等を燃焼させることによって著しく、ばい煙、有害ガス、悪臭等を発生し、人の健康に害を与え、又は周辺的生活環境を悪化させないよう努めなければなりません。

(悪臭発生物の放置禁止)

第 33 条 何人も、著しい悪臭を発生する廃棄物を屋外に放置し、他人に不快感を与えてはなりません。

(自動車等の適正管理等)

第 34 条 自動車等を使用又は所有する者は、必要な整備点検を行い、大気汚染、騒音の発生等を防止するよう努めなければなりません。

2 自動車等を使用又は所有する者は、夜間に駐車場、車庫、路上又は空地にエンジンを始動させたまま放置する等して、他人に迷惑を与えてはなりません。

(畜舎の適正管理)

第 35 条 市街地又はその周辺において畜舎を設置する者は、悪臭等の発生で生活環境を侵害しないよう、適正な管理に努めなければなりません。

(動物の適正飼育)

第 36 条 動物の飼育者は、その動物の種類や数に応じて付近住民の生活環境を侵害しないよう飼育するとともに、その動物の飼育をやめたときは、その責任において適正に処理しなければなりません。

第 5 章 航空機騒音等に関する措置義務

(措置義務)

第 37 条 空港設置者及び航空輸送事業者は、航空機から発生する騒音又は排気ガス（以下「航空機騒音等」という。）による被害を軽減させるため、機種を選定、機体の整備、運行方式の改善等の必要な措置を講じ、良好な生活環境を侵害しないよう努めなければなりません。

(航空機騒音等の調査)

第 38 条 市長は、航空機騒音等の状況について調査を行い、その結果を公表しなければなりません。

第 6 章 改善命令等

(改善勧告)

第 39 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、工場等の設置者に対し、期限を定めて公害の防止のための改善措置について勧告することができます。

(1) 第 16 条で定めるところにより、許可を受けた工場等が第 17 条第 1 号の基準に適合しないばい煙等を発生し、排出し、若しくは飛散させているとき、又は第 18 条の条件が履行されていないとき。

(2) 第 20 条に定める規制基準に適合しないばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させているとき。

(改善命令等)

第40条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に勧告内容の実施について命令し、又はばい煙等の発生に係る施設の一時使用停止を命令することができます。

2 市長は、第22条、第23条又は第24条に定める届出をしないで指定施設を設置している者がいるときは、その者に当該施設の一時使用停止を命令することができます。

第7章 削除

第41条から第46条まで 削除

第8章 雑則

(立入検査)

第47条 市長は、この条例を施行するために必要な範囲内で、職員に工場等に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができます。

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければなりません。

(報告の徴収)

第48条 市長は、この条例を施行するために必要な限度内で工場等の設置者に対し、公害防止に必要な事項について報告を求めることができます。

(委任)

第49条 この条例を施行するために必要な事項は、規則で定めます。

第9章 罰則

第50条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処します。

- (1) 第16条第1項の許可を受けずに工場等を設置又は移転した者
- (2) 第40条に定める命令に違反した者

第51条 第22条、第23条若しくは第24条までに定める届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処します。

第52条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処します。

- (1) 第19条第1項に定める届出をせず、又は同条第3項に定める認定前に工場等の使用を開始した者
- (2) 第26条第1項の定めによる必要な対策を講じなかった者又は同条第2項の定めによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (3) 第47条第1項の定めによる検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科します。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第3章、第4章のうち第27条から第29条まで、第6章、第8章及び第9章の規定は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(昭和52年6月規則第32号で、同52年6月5日から施行)

(千歳市公害対策審議会条例の廃止)

2 千歳市公害対策審議会条例(昭和43年千歳市条例第10号)は、廃止します。

(経過措置)

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

附 則(平成4年12月18日条例第34号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日条例第5号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年6月30日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月20日条例第27号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

千歳市自然環境保全条例

平成 10 年 6 月 30 日 条例第 22 号

改正 平成 14 年 9 月 20 日 条例第 27 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 9 条）
- 第 2 章 自然環境保全地区（第 10 条～第 17 条）
- 第 3 章 開発行為の事前協議（第 18 条～第 22 条）
- 第 4 章 雑則（第 23 条～第 30 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、無秩序な開発を抑制し、多様な生態系の確保に努め、もって現在及び将来の市民の健康で文化的かつ快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（市民等の責務）

第 2 条 市民、事業者及び市は、千歳市環境基本条例（平成 10 年千歳市条例第 21 号）第 3 条に定める基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全及び多様な生態系の確保が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

2 市民、事業者及び市は、無秩序な開発の抑制が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

（広域的施策の推進）

第 3 条 市は、国及び他の地方公共団体と協力し、自然環境の保全に関する広域的施策の推進を図るよう努めなければならない。

（自然環境の保全等に関する協定の締結等）

第 4 条 市長は、自然環境の保全又は無秩序な開発の抑制のために特に必要があるときは、事業者その他の関係者と自然環境の保全に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（生態系への配慮）

第 5 条 何人も、正当な理由がなく次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 自然を損傷し、又は汚損すること。
- （2） 動植物の採捕、損傷、外来種の導入その他の行為により自然が形成する生態系に著しい影響を与えること。

（財産権の尊重及びその他の公益との調整）

第 6 条 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、地域の安全その他の公益との調整に留意しなければならない。

（地域開発施策等における配慮）

第 7 条 市は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

（啓蒙普及等）

第 8 条 市は、自然環境の保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚並びに市民が自発的に行う自然環境保全活動の支援及び促進に努めなければならない。

2 市は、自然環境の保全に関する教育及び学習の推進に努めなければならない。

（調査研究の実施）

第 9 条 市は、自然環境の保全に関する市民の意向の調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策に必要な調査研究を行うよう努めなければならない。

第 2 章 自然環境保全地区

（指定）

第 10 条 市長は、良好な自然環境を保全するため、自然的社会的諸条件からみて、特に必要と認める区域を次に掲げる区分により自然環境保全地区（以下「保全地区」という。）に指定することができる。

（1） 第 1 種自然環境保全地区（以下「第 1 種保全地区」という。）希少性又は学術性において重要な区域、動植物の特異な生息又は生育区域、市民生活又は生物の生息に関して特に重要な水域及び水源かん養地区並びに多様な生態系が維持されている区域

（2） 第 2 種自然環境保全地区（以下「第 2 種保全地区」という。）前号に規定する区域以外の地域に密着した自然環境区域で、市民の福祉及び快適な生活環境の確保に寄与し、かつ、適正な利用及び活用を図ることができる区域

2 市長は、保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、千歳市環境基本条例第 31 条第 1 項の千歳市環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、第 12 条第 2 項に規定する保全地区に関する保全計画の案についても、併せて意見を聴かなければならない。

3 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から起算して 30 日間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による告示があったときは、当該地区に係る市民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該保全地区の指定に関して広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

6 市長は、保全地区を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 保全地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第 2 項前段、第 6 項及び前項の規定は保全地区の指定の解除及びその区域の変更について、第 2 項から第 5 項までの規定は保全地区の区域の拡張について準用する。

9 保全地区として指定された土地の所有者又は占有者は、当該保全地区の指定の解除又は区域の変更について、市長に意見を申し出ることができる。

10 市民は、保全地区として指定を受けるべき土地があると認めるときは、保全地区の指定について、市長に意見を申し出ることができる。

(標識の設置)

- 第11条 市長は、保全地区を指定したときは、当該地区内にその旨を表示した標識を設置するものとする。
- 2 保全地区の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、除去し、汚損し、又は損壊してはならない。

(保全地区に関する保全計画)

- 第12条 保全地区に関する保全計画は、市長が決定する。
- 2 保全地区に関する保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 保全すべき自然環境の特質その他当該地区における自然環境の保全に関する基本的事項
- (2) 当該地区における自然環境の保全のための制限に関する事項
- (3) 当該地区における自然環境の保全のための施設に関する事項
- 3 市長は、保全地区に関する保全計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。
- 4 第10条第2項前段及び前項の規定は保全地区に関する保全計画の廃止及び変更について、第10条第3項から第5項までの規定は保全地区に関する保全計画の決定及び変更(第2項第2号に掲げる事項に係る変更に限る。)について準用する。

(保全事業の執行)

- 第13条 保全地区に関する保全事業は、市が執行する。
- 2 市長は、保全事業を効果的に執行するため必要があるときは、保全地区の土地の所有者若しくは占有者に対し協力を求め、又は保全事業の執行の一部を委託することができる。

(保全地区に係る行為の禁止)

- 第14条 保全地区内において、みだりに食品の容器包装(飲食物の容器及び包装であって、当該飲食物が費消され、又は当該飲食物と分離された場合に不要になるものをいう。)、たばこの吸い殻、釣り糸等(釣り糸、釣り針及び釣り針を沈めるための鉛製のおもりをいう。)その他の生態系に影響を及ぼす廃棄物を投棄し、又は放置してはならない。

(第1種保全地区に係る行為の届出)

- 第15条 第1種保全地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。
- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石等を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採し、又は損傷すること。
- (7) 木竹以外の植物を採取し、又は損傷すること。
- (8) 木竹を植栽すること。
- (9) 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (10) 火入れ又はたき火をすること。

- (11) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、当該保全地区の自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該保全地区の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、届出があった日から起算して30日以内に、その届出に係る行為を禁止し、又は計画の変更等必要な措置をとるべき旨を指導し、若しくは勧告することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、前項に規定する期間内に同項の処分等を行うことができない合理的な理由があるときは、その必要の限度において同項の期間を延長することができる。この場合において、市長は、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日(前項の規定により期間を延長された場合は、30日にその延長した期間を加算した期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 5 市長は、当該保全地区の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
- 6 次に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。
- (1) 保全事業の執行として行う行為
- (2) 通常管理行為又は軽易な行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (4) 法令の規定又はこれに基づく処分により行う行為
- (5) 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際に着手している行為
- (6) 林業のため木竹を伐採する行為
- (7) 農業における耕種の行為
- (8) その他市長が認める行為

(第2種保全地区に係る行為の届出)

- 第16条 第2種保全地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。
- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 木竹を伐採し、又は損傷すること。
- (4) 木竹を植栽すること。
- (5) 鉱物を掘採し、又は土石等を採取すること。
- (6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (7) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該保全地区の自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該保全地区の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、届出があった日から起算して30日以内に、その届出に係る行為を禁止し、又は計画の変更等必要な措置をとるべき旨を指導し、若しくは勧告することができる。

- 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、前項に規定する期間内に同項の処分等を行うことができない合理的な理由があるときは、その必要な限度において同項の期間を延長することができる。この場合において、市長は、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日(前項の規定により期間を延長された場合は、30日にその延長した期間を加算した期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 5 市長は、当該保全地区の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
- 6 次に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。
- (1) 保全事業の執行として行う行為
 - (2) 通常の管理行為又は軽易な行為
 - (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (4) 法令の規定又はこれに基づく処分により行う行為
 - (5) 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に着手している行為
 - (6) 林業のため木竹を伐採する行為
 - (7) 農業における耕種の行為
 - (8) その他市長が認める行為

(中止命令等)

第17条 市長は、第15条第1項若しくは前条第1項の規定による届出をせず、第15条第1項各号若しくは前条第1項各号に掲げる行為をした者又は第15条第2項若しくは前条第2項の規定による処分等に応じない者に対して、その行為の中止を命じ、若しくは相当の期間を定めて原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

第3章 開発行為の事前協議

(事前協議)

第18条 宅地の造成、施設の建設その他の土地の形質を変更する行為(以下「開発行為」という。)で、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則に定めるところにより、当該行為の計画の内容について、市長に協議しなければならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可を受けなければならない開発行為
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項又は第14条第1項の認可を受けなければならない開発行為
- (3) 北海道自然環境等保全条例(昭和48年条例第64号)第30条第1項の規定により許可を受けなければならない特定の開発行為

(事前環境調査)

第19条 前条に規定する行為のうち、自然環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして規則で定める行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が自然環境に及ぼす影響を調査し、良好な自然環境の保全に努めなければならない。

(事前公開)

第20条 第18条に規定する行為をしようとする者は、規則で定める標識に所定の事項を記入し、これを行為予定地の公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

2 第18条に規定する行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為の計画の内容について、行為予定地に係る住民、利害関係人その他市長が特に必要と認める者に対して説明会等の方法により周知するとともに、理解を得よう努めなければならない。

(指導勧告等)

第21条 市長は、第18条の規定による事前協議において当該行為が良好な自然環境の保全を阻害すると認めるときは、当該行為をしようとする者又は前2条に規定する行為を行わない者に対し、自然環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを指導し、若しくは勧告し、又は計画の変更若しくは中止その他の措置を求めることができる。

(適用除外)

第22条 国及び地方公共団体が行う行為その他規則で定めるものについては、この章の規定は、適用しない。

第4章 雑則

(自然環境監視員)

第23条 市長は、自然環境の保全のために必要な監視及び指導を行わせるため、自然環境監視員を置くものとする。

2 自然環境監視員に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告及び検査等)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第15条第1項各号に掲げる行為及び第16条第1項各号に掲げる行為又は第18条に規定する行為を行っている者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該行為が行われている区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、これらの行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(違反行為の公表)

第25条 市長は、この条例の規定に違反し、著しく自然環境を破壊している者があるときは、その違反の事実及び違反者の氏名を公表することができる。

(原因者負担)

第26条 第15条第1項各号に掲げる行為又は第16条第1項各号に掲げる行為により自然環境が著しく破壊され、保全事業の執行が必要となった場合は、その原因となった行為を行った者が自らの責任と負担において、保全事業を行わなければならない。

2 前項の規定は、第18条に規定する行為により自然環境を破壊した場合の原因者負担について準用する。

(実地調査)

第 27 条 市長は、保全地区の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入り、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 市長は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知しなければならない。

(財政上の措置)

第 28 条 市は、自然環境の適正な保全を図るため、監視体制の整備、保全施設の整備、土地の買入れ等に必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(援助等)

第 29 条 市長は、保全地区に係る土地等の所有者に対し、自然環境の保全のために特に必要と認めるときは、規則で定める援助等を講ずることができる。

(委任)

第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月 20 日条例第 27 号）

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

(2) 計画策定組織等

1) 千歳市環境審議会

令和3年3月現在

氏 名	所 属 等	備 考
石川 勇人	千歳商工会議所	
宇山 昌一郎	千歳市森林組合	
小川 善弘	千歳工業クラブ	
荻原 裕	北海道森林管理局石狩森林管理署	
鎌倉 英昭	千歳市町内会連合会	
熊本 進誠	千歳の自然保護協会	
小林 純子	千歳消費者協会	
佐々木 一彦	北海道石狩振興局保健環境部千歳地域保健室	
登坂 英樹	道央農業協同組合千歳支所	副会長
中西 昭治	公 募	
西尾 暢人	千歳建設業協会	
長谷川 誠	公立千歳科学技術大学	会 長
福岡 和世	公 募	
向田 健太郎	環境省北海道地方環境事務所	
森 勝子	千歳市女性会議	

(五十音順) 15 名

2) ちとせエコロジー市民会議

令和3年3月現在

氏 名	所属団体からの推薦等	備 考
青木 宏頼	公 募 (学生)	
五十嵐 克敏	千歳市商店街振興組合連合会	
熊本 進誠	千歳の自然保護協会	副会長
斉藤 正志	公 募 (会社役員)	会 長
立田 京平	千歳商工会議所 (千歳工業クラブ)	
丹波 紀美子	公益社団法人ガールスカウト日本連盟北海道第31 団	
中村 千江子	公 募	
永瀆 京子	公 募	
畠山 克則	NPO 法人 千歳ひと・魅力まちづくりネットワーク	
吉保 佑華	公 募 (学生)	

(五十音順) 10 名

千 環 計 第 54 号
令和2年7月13日

千歳市環境審議会
会長 長谷川 誠 様

千歳市長 山 口 幸太郎

第3次千歳市環境基本計画（素案）について（諮問）

千歳市の良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する施策を計画的に推進するため、市民、事業者、市（行政）がそれぞれの責務のもとに、各種の環境施策に関わる具体的な取組を「第3次千歳市環境基本計画（素案）」として取りまとめたので、ご審議いただきたく諮問します。

令和2年 12 月 23 日

千歳市長 山 口 幸太郎 様

千歳市環境審議会
会長 長谷川 誠

第3次千歳市環境基本計画(素案)について(答申)

令和2年7月 13 日千環計第 54 号により本審議会に諮問された「第3次千歳市環境基本計画(素案)」について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

なお、第3次千歳市環境基本計画の策定に当たっては、次の事項に留意されるようお願いいたします。

記

- 1 第3次千歳市環境基本計画(素案)における分野ごとの取組を推進し、基本目標の達成を図り、望ましい環境像である「限りなく伝えよう いい空 いい水 いい緑 そして共生をめざして ～環境をともに学び、未来に向かってできることから行動しよう みんなの笑顔のために～」の実現に努められたい。
- 2 第3次千歳市環境基本計画(素案)の環境施策は、市民、事業者、市(行政)の取組が具体的に示されており、環境保全事業などの推進に当たっては、各主体の連携はもとより、地域全体にわたって幅広く取組を進められたい。
- 3 第3次千歳市環境基本計画に係る情報提供については、より一層市民にわかりやすく、興味を持ってもらえるよう情報発信方法等の工夫に努められたい。
- 4 第3次千歳市環境基本計画を実行性のあるものとするため、環境施策等の進捗状況を点検し、見直しを行うなど、着実な進行管理に努められたい。

(3) 策定経過

年 月 日	事 項
令和元年度 令和元年 6月	千歳市の環境に関するアンケート調査結果報告書の発行 (アンケート実施期間 平成31年3月～令和元年5月)
令和元年 9月 9日	第40回環境審議会(第3次千歳市環境基本計画の策定について)
9月10日	第1回市民会議(会議の目的、進め方について など)
10月16日	第2回市民会議(千歳市での環境の課題や取組について)
11月 7日	第3回市民会議(千歳市での環境の課題や取組について(続き))
11月28日	第1回庁内会議
12月17日	第4回市民会議(目指す将来の環境像と施策の方向性 など)
令和2年 1月 9日	第5回市民会議(提言書(案)の策定について など)
1月27日	市民会議より「提言書」を市長に提出
2月20日	第2回庁内会議
3月13日	「第3次千歳市環境基本計画 素案」の策定
令和2年度 令和2年 7月13日	第41回環境審議会(第3次千歳市環境基本計画(素案)を審議会に諮問)
令和2年 8月 6日	第42回環境審議会(第3次千歳市環境基本計画(素案)及びパブリックコメントの実施について)
令和2年 8月21日	第3回庁内会議(書面会議)
～8月28日	
令和2年 9月15日	パブリックコメントの実施
～10月14日	
令和2年10月29日	第43回環境審議会(第3次千歳市環境基本計画(素案)及び概要版(案)について)
令和2年12月23日	審議会から「第3次千歳市環境基本計画(素案)について」を市長に答申
令和3年 1月 4日	第4回庁内会議(書面会議)
～1月14日	

第 3 次千歳市環境基本計画

令和 3 年(2021 年) 3 月

発行 千歳市

編集 千歳市市民環境部 環境課

〒066-8686 千歳市東雲町 2 丁目 34 番地

電話 : 0123-24-3131(代表)



環境をともに学び、
未来に向かってできることから行動しよう
みんなの笑顔のために